

酒田市地域コミュニティ まちづくり協働指針

令和5年2月

酒田市自治会連合会連絡協議会
酒田市内各コミュニティ振興会
酒田市

目 次

(はじめに)

第1 協働指針策定の背景

1 現状と課題

第2 地域コミュニティづくりの理念と協働

1 基本理念（ありたい姿）

2 協働の目的

3 協働を進めるうえでのルール

第3 「ありたい姿」に向けての取り組み

1 取り組みの方向性

第4 地域コミュニティ組織および市の果たす役割

1 自治会

2 コミュニティ振興会

3 市

第5 体制づくり

1 人材の育成

2 地域のデジタル変革

3 市等と地域コミュニティ組織との協働

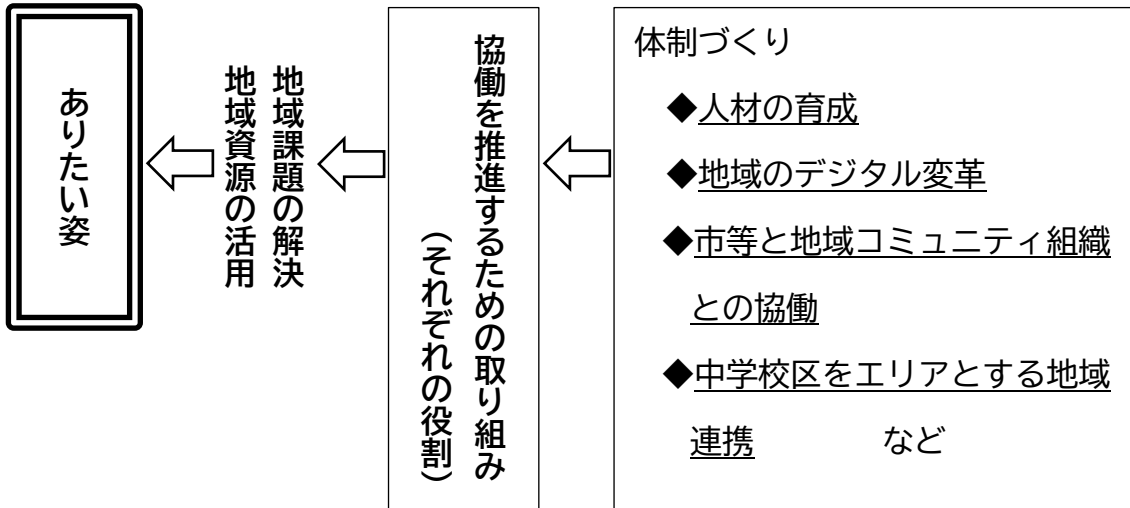
4 中学校区をエリアとする地域連携

第6 協働指針の見直し

(はじめに)

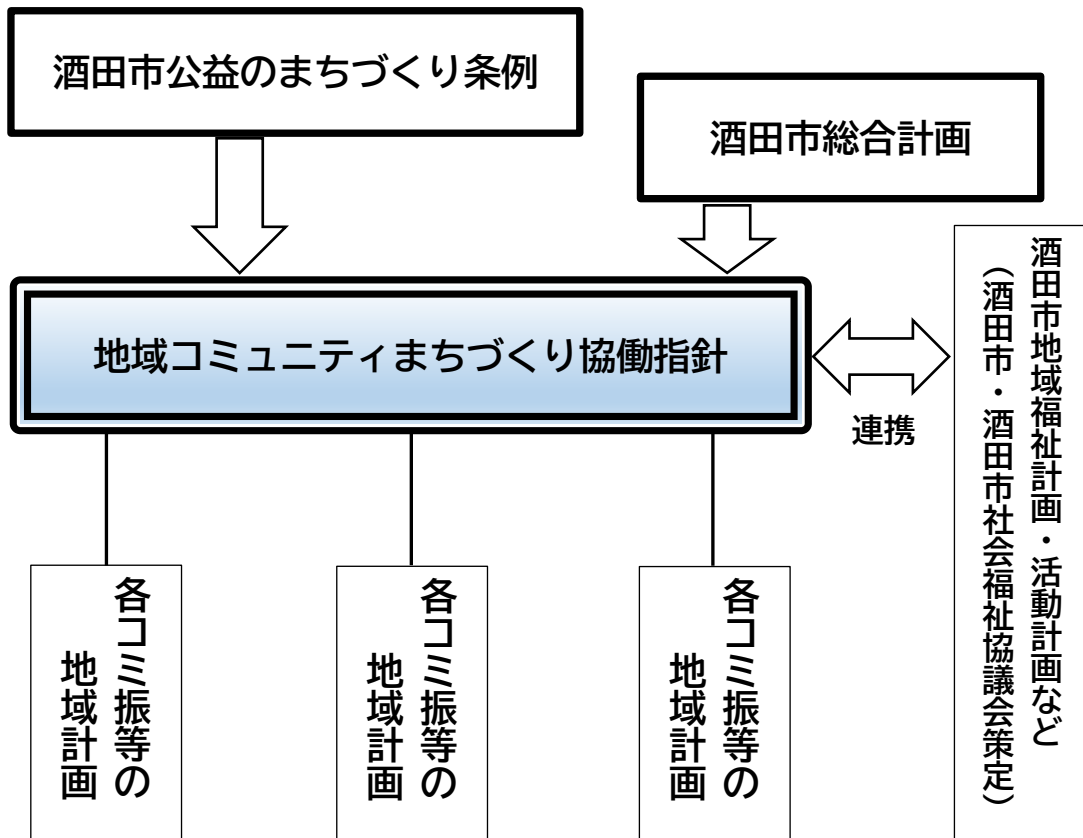
■ 協働指針の構成

地域コミュニティの『ありたい姿』の実現をめざして、地域コミュニティ組織と市が一丸となって協働によるまちづくりに取り組みます。



■ 位置付け

『地域コミュニティまちづくり協働指針（以下「協働指針」という。）』は、関連する諸計画、条例と連携しながら取り組みを推進していきます。



第1 協働指針策定の背景

1 現状と課題

近年、少子高齢化、人口減少、教育、災害・防犯対応など、地域社会の問題が複雑かつ多様化してきています。

本市においても、人口が減少した地域では、引き継ぐ世代がないことにより、自治会役員などの不足・高齢化、地域活動の停滞・縮小を引き起こしています。また、統廃合により学校がなくなった地域では、子どもやその保護者と地域がかかわる機会が減少し、地域との関係性が希薄化しています。

こうした担い手の不足は、地域の歴史や伝統文化の継承を困難にし、祭りなどの伝統行事が継続できなくなってきました。

一方で、比較的人口の多い地域においても、地域活動への不参加による担い手の不足が問題になっています。定年延長などによる担い手の不足が進み、その後を引き継ぐ現役世代は、仕事や子育てなどにかかる負担が大きく、地域活動に参加する余裕がなく、さらに、価値観の多様化などから個人化の意識が高くなり、自ら進んで地域活動に参加する人が少なくなっています。

このことに加え、隣接する地域コミュニティ組織（自治会、コミュニティ振興会）との相互の連携や協力が少なく、活動が自己完結する関係となっていることから、自治・伝統文化の継承・防災・防犯・環境衛生・子育て支援・高齢者福祉などの現状の地域活動を維持することが困難になってきており、地域コミュニティの共助（地域の支え合い）機能の低下が心配されています。

こうした組織的な課題のほかにも、リーダーシップのある人材、課題解決能力を持った人材、新たな取り組みを企画する人材等の不足、若者や女性が活躍する機会の不足など、人材に関する課題も多くあります。

また、地域で行われる会議は、報告や連絡することが目的で開催される会議が多く、地域の課題を集約し、解決に導くための話し合いの場が不足しています。

行政においては、限りある財源を最大限に生かす運営が求められていますが、地域社会の問題が複雑化、多様化してきていることから、人的資源の面からも、従来どおりの行政サービスだけでは十分に対応できないケースが多くなってきています。

これらの地域課題を解決していくためには、地域コミュニティ組織と行政の協働により、もう一度地域住民のつながりを強化し、「他人事（ひとごと）」ではなく「自分事」として個々の地域への関心を高め、住民一人ひとりが地域活動に関わり、共助機能を高め、地域コミュニティ機能を維持していく必要があります。

第2 地域コミュニティづくりの理念と協働

1 基本理念（ありたい姿）

地域コミュニティとは、「地域 みんなが笑顔で暮らせる元気なまちをつくりたい」、そんな思いを持って、地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのことをいいます。地域コミュニティでは、自治会（町内会）をはじめ、老人クラブや女性会、子ども会、地域づくり団体など様々な団体が活動を行っています。特に自治会（町内会）は、地域コミュニティの中心的な存在として、関係団体と協力しながら、地域の防災や防犯、環境美化や地域の見守りなど様々な活動を支えています。

本市は、公益の祖といわれた本間光丘をはじめとする先人の公益への取り組みが、地域社会の安定と繁栄をもたらした地域特性をもつまちであり、その公益の精神を大切にしたい。酒田市公益のまちづくり条例（平成20年4月1日施行）を定めました。前文で、明るく元気で、心豊かで健やかに、そして笑顔があふれるまちになることは、酒田市民の願いであるとし、そのために、市民、公益活動団体、事業者、地域コミュニティおよび市がそれぞれの役割を担いながら「協働」を基本に主体性を持ってまちづくりに参画することは「自治」の本来あるべき姿としています。

また、酒田市総合計画（平成30年度～令和9年度）では、めざすまちの姿を「賑わいも暮らしやすさも共に創る公益のまち酒田」としており、その中の市民生活・健康福祉分野において「住民と行政の協働による地域運営ができるまち」を掲げています。

これからは、目の前の課題解決だけの視点で地域運営（まちづくり）を進めるのではなく、これから生まれてくる次の世代のことや、地域を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、将来像となる地域の「ありたい姿」を描き、長期的な視点でまちづくりを進めていく必要があります。この協働指針では、次の3つを地域コミュニティのめざす「ありたい姿」として掲げ、地域コミュニティ組織と市の「協働」による地域運営に取り組むこととします。

❖地区、世代、立場を超えて人と人がつながりまとまる
地域コミュニティ

❖歴史や文化を大切にしたい、大人も子どもも愛着がもてる
魅力あふれる地域コミュニティ

❖一緒に考え、みんなで協力して助け合う、住民協働の
地域コミュニティ

2 協働の目的

協働とは、地域の関係団体が実施する事業で、それぞれ単独で実施するよりも、お互いの得意分野（役割）を生かして効果を発揮することです。

地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または地域だけでは解決できない問題などがある場合に、お互いに不足を補い合い、ともに協力して、同じ目的（課題）の達成（解決）に向けて活動するために「協働」の取り組みが求められています。

地域の課題を解決し、今後も住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、自治・伝統文化の継承・防災・防犯・環境衛生・子育て支援・高齢者福祉など、住民生活と密接な関わりを持つ自治会やコミュニティ振興会と行政との協働が不可欠であることから、協働指針の策定により、地域コミュニティづくりの基本理念などを、地域コミュニティ組織と市とで共有する必要があります。

3 協働を進めるうえでのルール

地域コミュニティ組織と市が「協働」を円滑に進めていくために、お互いが共通の考えを十分に理解し、常に意識して取り組むことが大切です。

(1) 目的を共有する

それぞれが「何のために協働するのか」という目的を共有し、課題を解決できる方法を考えながら取り組みを進めることが大切です。

(2) 対等な関係を保つ

協働を行うには、お互いに上下関係のない、対等な関係を保つことが大切です。

(3) 役割分担を明確化する

協働を進めるうえで、地域コミュニティ組織や市がそれぞれ持っている得意分野を生かしながら、どのような役割を担うかを明確にして取り組みを進めることが大切です。

(4) 責任を持つ

お互いが「自分事」として責任を持ち、取り組みに参画することが大切です。

(5) 情報を公開、共有する

市政や地域に関する情報や協働の活動に必要な情報を広く市民に公開し、常にお互いの情報を共有することで、お互いの関係の透明性を保ち、お互いの理解が得られるようにすることが大切です。

第3 「ありたい姿」に向けての取り組み

1 取り組みの方向性

【地区、世代、立場を超えて人と人とがつながりまとまる地域コミュニティ】

役員の充て職等による負担感があるほか、担い手（活動する人）が必要であるにもかかわらず、現状は若い人の参加が少ないなど活動する人が限られています。みんなで取り組む地域づくりをするためには、新たな担い手を発掘・育成し、地域に開かれた組織として、地域住民が自主的・主体的に参加できる仕組みの構築が必要です。

【歴史や文化を大切にし、大人も子どもも愛着がもてる魅力あふれる地域コミュニティ】

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、地域で子どもたちを育てる教育の実現が不可欠となっています。地域の子どもを縁（えにし）として、地域の住民、自治会、コミュニティ振興会や関係団体が相互に連携して、郷土愛を育む地域づくりが必要です。

【一緒に考え、みんなで協力して助け合う、住民協働の地域コミュニティ】

地域の結びつきが弱くなることで、災害や高齢者を狙った犯罪への不安が高まります。中山間地域などでは過疎化で商店がなくなり日常の買い物に苦勞するなど、社会的諸サービスの維持の問題にも直面し、将来への不安が大きくなっています。このような不安をなくし、地域で安心して暮らしていくためにお互いに助け合う仕組みの再構築が必要です。

第4 地域コミュニティ組織および市の果たす役割

1 自治会

向こう三軒両隣と言われた住民同士のつながりは、時代とともに希薄化が進み、隣近所が支え合うという意識が低下しています。気づきや共有のよりどころとなる住民同士の話し合いの機会や、自治会活動への参加も減少しています。

●自治会は、この課題解決のため、次の取り組みを行います。

- ・自治会は、「住民にとって一番身近な組織」となれるよう、住民同士の交流の場を設け、自治会活動を実施することで、持続可能な自治会づくりに努めます。

- ・これまでの報告や連絡などを目的とした会議を継続しながら、地域の問題を「自分事」として捉え、関心を持って参加できる話し合いの場を設けます。
- ・地域課題の把握に努め、住民個人では解決できない課題に対しては自治会で取り組み、自治会での対応が難しい課題については、コミュニティ振興会と協働して課題の解決に努めます。
- ・自治会役員等の負担を減らすため、会議の削減やデジタル技術を取り入れた会議の効率化、自治会エリアの人口規模にあった行事の見直しや削減を検討します。
- ・自治会エリアの人口減少による行事や役員等の担い手不足に対応するため、隣接する自治会との行事の共同開催や統合、類似組織の統合を検討します。

2 コミュニティ振興会

過疎化や高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化などによって、地域を支える人材が不足し、住民同士のつながりが希薄になってきています。これにより、地域コミュニティの機能が弱まり、地域によってはさまざまな問題が顕在化しています。

●コミュニティ振興会は、この課題解決のため、次の取り組みを行います。

- ・コミュニティ振興会は、その地域におけるまちづくりの「旗振り役」となり、それぞれの地域らしさを生かした活動を実施し、魅力ある地域づくりを図ります。
- ・自治会での対応が難しい地域の課題については、自治会と協働してコミュニティ振興会で取り組み、課題の解決に努めます。
- ・地域内の自治会や住民と行政をつなぐパイプ役として、地域の課題を市（行政）につなぐ役割を担うとともに、市（行政）、自治会と協働して課題の解決に努めます。
- ・同じ中学校区のコミュニティ振興会との情報共有や事業協力を図るなど、横のつながりの強化を推進します。

3 市

地域課題は複雑化・多様化しており、課題解決に向け市各課が連携しながら取り組む必要がありますが、市各課は縦割りで対応している現状があります。

●市は、この課題解決のため、次の取り組みを行います。

- ・地域コミュニティ組織の声を聴く「相談窓口」として、課題解決や地域運営の方法を一緒に考え、一緒に取り組みます。

- ・地域に住む全てのひとが、住み慣れた地域の中で自分らしく安心した生活が送れるよう、公的福祉サービスに加え、コミュニティ振興会、自治会、民生委員などの関係団体との連携・協働による地域福祉活動を、社会福祉協議会、地域包括支援センターとともに推進します。
- ・幅広い地域特性やそれぞれの実情に合わせた取り組みを「ひとづくり・まちづくり総合交付金」で支援するとともに、地域との連携を深化させるため、コミュニティ振興会の機能強化やコミュニティセンターの管理運営への指定管理者制度の導入を研究します。
- ・交付金や補助金などの支援の方法だけでなく、民間活力を生かした支援の方法など、行政が橋渡し役となって地域活動を支援する方法も取り入れます。
- ・市職員は、地域の一員として地域活動や行事に進んで参加します。
- ・さまざまな行政施策を推進するため、行政から地域への協力要請は増加していることから、地域への回覧など、情報を発信する手段としてデジタル化を推進します。
- ・地域との連携を強化しながら防災意識を高めるため、各種災害に応じた実効性のある訓練等の実施や研修の充実、自主防災組織への支援に取り組みます。
- ・各中学校区において、地域コミュニティ組織、行政、学校、事業者など各種団体等の連携・協働を促し、さまざまな業務が円滑に進むように調整および支援を行う役割を担う「地域プロデューサー」を配置し、地域コミュニティの持続的発展に向け、スクール・コミュニティおよび多様な主体をつなぎ相乗効果を生み出す取り組みを推進します。

第5 体制づくり

1 人材の育成

地域住民と課題や資源の共有を図り、協働による課題解決や新たな価値の創造につなげるため、地域おこし協力隊などの外部人材の活用や、地域人材の育成を進めます。

リーダーシップのある人材、課題解決能力を持った人材、新たな取り組みを企画する人材等の不足など、人材に関する課題も多くあることから、地域の将来を担う人材を育成するため、コミュニティ振興会に対し、地域人材の育成にかかる費用を「ひとづくり・まちづくり総合交付金」への加算により支援します。

また、条例、計画等の策定にあたって、市民参加を推進するための市職員用ガイドライン「条例・計画等の策定時における市民参加を推進するための

ガイドライン」の運用を徹底し、対話を重視した市民参加のまちづくりを推進します。

2 地域のデジタル変革

市内には453の自治会、36のコミュニティ振興会が組織されており、住民にとって最も身近な地域活動を担っていますが、地区によっては、地区人口の減少による組織規模の縮小、担い手不足など、活動の継続が困難になってきています。そうした地域コミュニティ組織の役員等の負担軽減を図る上でも、地域活動や連絡調整等において、デジタル技術を活用し、運営の工夫を図っていきます。

コミュニティ振興会や事業者と連携した、デジタル技術導入の基礎知識を学ぶデジタル化研修等の実施など、地域コミュニティ組織の役員等の負担軽減を図る手法の導入を支援します。

3 市等と地域コミュニティ組織との協働

地域が育んできた力を生かし、それぞれの地域に合った取り組みを地域コミュニティ自らが自由に選択し実行できる「ひとづくり・まちづくり総合交付金」を交付し、地域住民主体の活動を支援します。

「ひとづくり・まちづくり総合交付金」制度に併せ、地域住民の持つパワーを生かすべく「人材」の育成と市民協働のまちづくりを推進するため、世話役課長制度で支援します。

それぞれの地域の自治会を統括し、地域課題を解決するための研修会や市政を聴く会などを開催して、課題解決のための方策を検討するなどの住民福祉の向上を図る、自治会連合会等の組織の自主的な活動を支援します。

自治会活動の充実を促進するため、住民自治活動の拠点となる自治会集会施設の修繕や福祉機器の設置に対し支援します。

財団法人自治総合センターの助成金を活用し、コミュニティ活動の一層の充実・強化を図るため、必要な備品や集会施設の整備に対して助成します。

4 中学校区をエリアとする地域連携

地域コミュニティの持続的発展に向け、「酒田型スクール・コミュニティ」として、中学校区をエリアとする地域連携の深化に取り組みます。

地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校やそこにおける子どもを“縁”（えにし）として、学校と地域が目的・目標を共有し、連携・協働して地域づくり、人づくりを行うスクール・コミュニティを推進するとともに、中学校区の複数のコミュニティ振興会の連携事業や事業者等各種団体等と地域コミュニティ組織との連携事業など、多様な主体をつなぎ相乗効果を生み出す取り組みを推進します。

第6 協働指針の見直し

変化する社会情勢や市民ニーズの多様化に対応するため、10年をめぐりに必要に応じて指針の見直しを行うこととします。